

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）（訪問型サービスA）
重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社アイケアサービス青梅
主たる事務所の所在地	〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目7番地8
代表者（職名・氏名）	代表取締役 五十嵐光彦
電話番号	0428-22-2339

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	有限会社アイケアサービス青梅
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス） 第1号訪問事業（訪問型サービスA）
事業所の所在地	〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目7番地8
電話番号	0428-22-2339
指定年月日	平成29年5月1日指定
管理者の氏名	川崎 亜美
事業の実施地域	青梅市（青梅市御岳山頂地域を除く）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）（訪問型サービスA）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴・排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
介護福祉士	常勤 3人	非常勤 6人
実務者研修	常勤 2人	非常勤 0人
訪問介護員2級	常勤 1人	非常勤 10人

7. 管理者・サービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者（訪問事業責任者）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	川崎 亜美
サービス提供責任者	川崎 亜美
	大石 明美
	星野 正子

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割若しくは3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）（訪問型サービスA）の利用料

訪問介護相当サービス ※身体介護及び生活援助

サービス名	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型 サービスⅠ	週1回程度のサービス が必要とされた場合	12,994円	1,300円	2,599円	3,899円
訪問型 サービスⅡ	週2回程度のサービス が必要とされた場合	25,956円	2,596円	5,192円	7,787円
訪問型 サービスⅢ	週2回を超える程度のサー ビスが必要とされた場合	41,183円	4,119円	8,237円	12,355円

訪問型サービスA

サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
週1回程度のサービス が必要とされた場合	10,696円	1,070円	2,140円	3,209円
週2回程度のサービス が必要とされた場合	21,392円	2,140円	4,279円	6,418円
週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合	32,089円	3,209円	6,418円	9,627円

上記の基本利用料は、青梅市が定める金額です。なお金額の改定があった場合は、改定決定後速やかにお知らせします。

【加 算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加 算 額		
		利用者負担		
		1割	2割	3割
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	221円	442円	663円
生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の身体の状態等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合	111円	221円	332円
介護職員 処遇改善加算Ⅱ	加算に相当する介護職員の賃金改善を行っている等、キャリアパス要件及び定量的要件を満たす場合、職場環境等要件及び見える化要件を全て満たす場合に算定	所定単位数 22.4%を乗じた単位数		

※介護職員処遇改善加算Ⅱは、訪問介護相当サービスのみに算定されます。

(2) キャンセル料

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）（訪問型サービスA）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(3) その他の費用

サービス提供に当たり、必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。
--	---------------------

(4) 支払い方法

利用者負担額 請求方法等	利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細をそえて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届け（郵送）します。
利用者負担額 支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定の口座からの自動振替 (ウ) 現金払い お支払いを確認しましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、従事者は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめ了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。（別紙：緊急連絡先）

救急搬送が生じた場合、利用者が病状の急変を生じ、救急搬送が必要となった場合、介護保険での算定はできません。緊急搬送で訪問介護員を同乗する場合は有償介護サービスとなります。（別紙参照）

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び青梅市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
- ・保険名 賠償責任保険

12. 虐待の防止について

- (1) 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
 - ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
 - ④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する責任者	川崎亜美
-------------	------

- (2) 事業者は、虐待等が発生した場合、すみやかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力します。

13. 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
 - イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

14. 業務継続計画の策定

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」をいう。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業者は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとします。

15. 衛生管理等

1. 事業者は、その従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業者は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます
3. 事業者は、感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 利用者及びその家族に関する秘密の保護について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従事者」という。）は、サービス提供をする上

で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

- (3) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

17. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、別に定める「個人情報使用同意書」により利用者及びその家族から同意を得た事項に限り、必要な範囲内でその個人情報等を使用します。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者へ漏洩を防止するための措置を講じ処分するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

18. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0428-22-2339
	面接場所	当事業所の相談室
	苦情受付時間	事業所の営業日及び営業時間に同じ

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青梅市役所 健康福祉部介護保険課	電話 0428-22-1111
	東京都国民健康保険団体連合会	電話 03(6238)0177

以上

個人情報使用同意書

私が、貴事業所の介護予防・日常生活支援総合事業所有限会社アイケアサービス青梅を利用するにあたり、私およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、私に行うサービスを円滑に実施するため、サービス担当者会議又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意をはらうこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議の内容、参加者、経過等について、記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業所が、サービスを提供するために最小限必要な利用者やその家族、代理人個人に関する情報
- (2) その他利用者及びその家族、代理人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

4 個人情報を使用する期間

契約書の第2条に定める契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保存期間に相当する期間使用します。

以上